

まえがき

過去問を掲載！

資格試験では過去に出題された論点が繰り返し出題されることが多く、また、過去問を分析することでどのような勉強が必要なのが見えてきますので、過去問は重要です。

本書は、2000年～2022年度の本試験問題を掲載しています（2000年、2006年の試験制度変更により出題されなくなった問題、論点が重なる問題等は掲載していません）。

学習カリキュラムに沿って問題を編集！

過去問を5肢択一式のまま掲載すると、問題に後で学習する論点が含まれており、学習していない論点も解かなければならない場合があります。

本書は、問題をカリキュラムに沿って選択肢ごとに編集しているので、効率よく学習することができます。

他資格試験の問題・オリジナル問題を掲載！

行政書士試験は、試験制度が2000年、2006年に大きく変わっています。出題傾向や問題の難しさも変わっているので、過去問だけでは最新の試験傾向に対応できません。また、行政書士試験は、出題数が少ない科目があるため、過去問だけではトレーニングが不足してしまいます。

本書は、他資格試験の問題やオリジナル問題を掲載して最新の試験傾向に対応するとともに、問題数不足を補っています。

Subject. 1 | 本書の表記

01 問題の種類・重要度が一目でわかる！

6 法人の電子署名については、商業登記法に基づき法務省の登記官が作成した電子証明書を利用することができる。2006

7 電子署名法に基づき、認証事業者は、自然人および法人の本人性

▶ 行政書士過去問題マーク

行政書士試験の過去問題を意味します。数字は出題年です。

2006 …… 2006 年度出題の行政書士過去問を意味します。

▶ 他資格問題マーク

他資格試験の問題を意味します。

司試 …… 司法試験の問題を意味します。

旧司 …… 旧司法試験の問題を意味します。

司書 …… 司法書士試験の問題を意味します。

宅建 …… 宅地建物取引士試験の問題を意味します。

会計 …… 公認会計士試験の問題を意味します。

国公 …… 各種国家公務員試験の問題を意味します。

▶ オリジナル問題マーク

OR …… オリジナル問題を意味します。

02 正誤チェック欄で自分の弱点を確認！

6 法人の電子署名については、商業登記法に基づき法務省の登記官が作成した電子証明書を利用することができる。2006

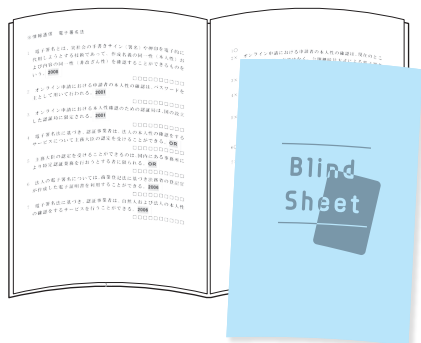
7 電子署名法に基づき、認証事業者は、自然人および法人の本人性

□の欄に、正誤の判断と理由付けができれば「○」、できなかったら「×」をつけてください。

記入例：☒☒☒☒☒☒☐☐☐☐

×が多い問題が弱点です。時間が足りないときは、弱点の問題を優先的に解きましょう。

03 ブラインドシートで繰り返し解く！



一肢ごとに問題を解くときも、目をそのまま右に移せばすぐに正解・解説がわかるので、時間の無駄なく学習を進められます。また、正解が見えてしまうのが気になる方は、巻末のブラインドシート（切り取ってご使用ください）で正解を隠して問題を解くことができます。

STEP

1

問題のポイントをつかむ

問題と解説をざっと読んで何がポイントとなるのかをつかみましょう。

STEP

2

理由づけを意識して問題を解く

選択肢1つごとに

「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか」という理由付けができるようにしてください。

STEP

3

繰り返し解く

記憶は繰り返すことで定着します。合格するためには繰り返し解く(回転させる)ことが重要です。

最低7回転、できれば**10回転**を目標にしてください。そのため、問題には書き込みをせずに繰り返し解けるようにしておきましょう。

主要参考文献

- 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第6版〕』（2015年 岩波書店）
- 憲法制度研究会編『ポイント解説 Q & A 憲法改正手続法』（2008年 ぎょうせい）
- 佐藤幸治『日本国憲法論』（2011年 成文堂）
- 佐藤幸治『現代法律学講座 憲法〔第3版〕』（1995年 青林書院）
- 野中俊彦・中村・睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（2012年 有斐閣）
- 安西文雄・卷美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本』（2011年 有斐閣）
- 安西文雄・青井未帆・浅野博宣・岩切紀史・齊藤愛・佐々木弘通・宍戸常寿・林知更・卷美矢紀・南野森『憲法学の現代的論点』（2006年 有斐閣）
- 芦部信喜・高橋和之・長谷部恭男編『別冊ジュリスト 憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第4版〕』（2000年 有斐閣）
- 高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『別冊ジュリスト 憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（2007年 有斐閣）
- 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『別冊ジュリスト 憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（2013年 有斐閣）
- 戸松秀典・初宿正典編『憲法判例〔第7版〕』（2014年 有斐閣）
- 長谷部恭男・中島徹・赤坂正浩・阪口正二郎・本秀紀『ケースブック憲法〔第3版〕』（2010年 弘文堂）
- 芹沢齊・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタール 憲法』（2011年 日本評論社）

- 1 憲法の定義をめぐっては、成文の憲法典という法形式だけでなく、国家統治の基本形態など規定内容に着目する場合があります。後者は実質的意味の憲法と呼ばれる。実質的意味の憲法は、成文の憲法典以外の形式をとって存在することもある。2017

□□□□□□□□□□

- 2 通常法律より改正手続が困難な憲法を硬性憲法、法律と同等の手続で改正できる憲法を軟性憲法という。ドイツやフランスの場合のように頻繁に改正される憲法は、法律より改正が困難であっても軟性憲法に分類される。2017

□□□□□□□□□□

- 3 憲法は、公権力担当者を拘束する規範であると同時に、主権者が自らを拘束する規範でもある。日本国憲法においても、公務員のみならず国民もまた、憲法を尊重し擁護する義務を負うと明文で規定されている。2017

□□□□□□□□□□

- 4 憲法の改正は国会が発議するが、そのためには、各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要とされる。2001

□□□□□□□□□□

- 5 憲法の改正は国会が発議するが、両議院の意見が一致しない場合には、衆議院の議決が国会の議決となる。2001

□□□□□□□□□□

- 6 憲法の改正について国民の承認を得るには、特別の国民投票においてその3分の2以上の賛成を得ることが必要である。2001

□□□□□□□□□□

- 7 憲法の改正について国民の承認が得られた場合、内閣総理大臣は、直ちにこれを公布しなくてはならない。2001

□□□□□□□□□□

- 1○ 実質的意味の憲法とは、国家統治の基本形態など規定内容に着目した概念である。実質的意味の憲法は、成文の憲法典以外の形式をとって存在することもある。
- 2× 通常法律より改正手続が困難な憲法を硬性憲法といい、たとえ頻繁に改正される憲法でも、通常法律より改正手続が困難であれば硬性憲法に分類される。そのため、ドイツやフランスの憲法も、硬性憲法に分類される。
- 3× 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法99条）。よって、「国民」は、憲法を尊重し擁護する義務を負うと明文で規定されていない。
- 4○ 憲法の改正の発議については、衆議院及び参議院それぞれにおいて総議員の3分の2以上の賛成が必要とされる（憲法96条1項）。
- 5× 憲法の改正には両議院の議決が必要であり、本肢のような衆議院の優越は認められていない（憲法96条1項参照）。
- 6× 憲法の改正について国民の承認を得るには、「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票」においてその「過半数」の賛成を必要とする（憲法96条1項）。
- 7× 憲法の改正について国民の承認を経たときは、「天皇」がこれを公布する（憲法96条2項）。

- 1 憲法には通常前文が付されるが、その内容・性格は憲法によって様々に異なっている。日本国憲法の前文の場合は、政治的宣言にすぎず、法規範性を有しないと一般に解されている。2017

□□□□□□□□□□

- 1× 日本国憲法の前文は、法規範性を「有する」と一般に解されている。

問題1 次の記述のうち、「主権」という用語が他とは違う意味で使われているものはどれか。2000

□□□□□□□□□□

- 1 ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
- 2 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
- 3 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
- 4 国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものであることを意味する。
- 5 高度の政治性を有する国家行為は、司法審査になじまず、国会等の政治部門の、最終的には主権者たる国民の、政治責任において行われるべきである。

問題1 正解2

選択肢1、3、4、5の「主権」の意味は、「国家統治のあり方を最終的に決定する力、権威」（最高決定権）である。一方、選択肢2の「主権」の意味は、「対外的な独立性」（最高独立性）である。

よって、他とは違う意味で使われているものは、2である。

なお、「主権」という用語には、次のような意味がある。

統治権	<p>国家権力そのものを意味する。 例えば、ポツダム宣言8項「日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」の「主権」等がこれにあたる。</p>
最高独立性	<p>対外的な独立性を意味する。 例えば、憲法前文3段「…自国の主権を維持し…」の「主権」等がこれにあたる。</p>
最高決定権	<p>国家統治のあり方を最終的に決定する力、権威を意味する。 例えば、憲法前文1段「…ここに主権が国民に存することを宣言し…」の「主権」、憲法1条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」の「主権」等がこれにあたる。</p>